

# ライフステージ対応資金 企業体質強化貸付

## 1 目的

新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に財務状況が悪化するなど、経営の維持に支障を来している若しくは支障を来す懸念のある中小企業者に対し、国の全国統一保証制度である経営改善サポート保証を利用して、再生に必要な資金の融資の円滑化を図ることにより、経営の維持・安定に資する。

## 2 融資対象

- 【資本性ローン協調】株式会社日本政策金融公庫における新型コロナウイルス感染症対策挑戦支援資本強化特別貸付（新型コロナ対策資本性劣後ローン）の利用に際し、民間金融機関からの協調支援を受けるため、信用保証協会の経営改善サポート保証を利用する中小企業者等
- 信用保証協会の事業再生計画実施関連保証（経営改善サポート保証）の対象となる中小企業者等（(1)を除く）

## 3 融資条件等

### (1) 融資条件

融資条件は次の表のとおりとする。

融資対象	(1) 資本性ローン協調	(2)
資金用途	事業資金（道制度融資の借換えに要する資金を含む）	
融資金額	4億円以内	1億円以内
融資期間	1年超15年以内（うち据置5年以内）	
融資利率	金融機関所定の利率	
担保及び償還方法	取扱金融機関の定めるところによる。	
信用保証	すべて信用保証協会の保証付きとする。 ただし、保証付き融資の割合は融資金額のうち50%以内とする。	すべて信用保証協会の保証付きとする。

### (2) 融資取扱期間

融資対象(1)の取扱いは、令和6年(2024年)12月31日までとする。（ただし、取扱期間経過後であっても、12月31日までに信用保証協会が保証申込を受け付けたものについては、対象となる。）

## 4 融資の申込み

本貸付の融資の申込方法は「あっせん申込み」又は「直接申込み」とし、申込みに必要な書類は次のとおりとする。

なお、取扱金融機関及び信用保証協会は、融資審査上あるいは保証審査上必要と認める場合には、添付書類とは別に資料等の提出を求めることができるものとする。

### ●添付書類

決算書等 2期分(※1)	登記簿謄本 (登記事項証明書)	(設備資金の場合) 見積書又は契約書	その他必要と認める書類
○	○	○	事業再生計画書、経営者保証免除対応確認書(※2)

(※1) 2期分の決算又は申告が終了していない者にあつては、提出可能な決算書等（提出可能な決算書等がない場合は不要）及び直近の試算表とする。

(※2) 経営者保証免除対応を適用する場合

## 5 取扱表示

次の表示を付して取り扱うものとする。

道体質強化

## 取扱細目

### 1 保証種別について

本貸付における「経営改善サポート保証」とは、「事業再生計画実施関連保証（感染症対応型）」をいう。

### 2 融資対象について

信用保証協会の事業再生計画実施関連保証（経営改善サポート保証）の対象となる中小企業者等とは、次のいずれかの計画（当該計画に係る債権者全員の合意が成立したものに限る。）に従って事業再生を行い、金融機関に対して計画の実行及び進捗の報告を行う中小企業者等とする。

ただし、産業競争力強化法第2条第23項に規定する中小企業者、かつ、中小企業信用保険法第2条第1項に規定する中小企業者が対象となるため、医業を主たる事業とする法人や特定非営利活動法人などは対象とならない。

- (1) 独立行政法人中小企業基盤整備機構の指導又は助言を受けて作成された事業再生の計画
- (2) 産業競争力強化法第134条に規定する認定支援機関の指導又は助言を受けて作成された事業再生の計画
- (3) 特定認証紛争解決手続に従って作成された事業再生計画
- (4) 株式会社整理回収機構が策定を支援した再生計画
- (5) 株式会社地域経済活性化支援機構が再生支援決定を行った事業再生計画
- (6) 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構が支援決定を行った事業再生計画
- (7) 私的整理に関するガイドラインに基づき成立した再建計画
- (8) 自然災害による被災者の債務整理に関するガイドラインに基づき作成された計画であって、特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律に基づく調停における調書または同法第20条に規定する決定において特定されたもの
- (9) 中小企業の事業再生等に関するガイドラインに基づき成立した事業再生計画
- (10) 独立行政法人中小企業基盤整備機構が産業競争力強化法第140条に規定する出資業務により出資を行った投資事業有限責任組合が策定を支援した再建計画
- (11) 経営サポート会議による検討に基づき作成または決定された事業再生の計画
- (12) 中小企業等経営強化法第31条第2項に規定する認定経営革新等支援機関が経営改善計画策定支援事業によって策定を支援した事業再生の計画

### 3 融資対象(1)について

#### (1) 協調融資

融資対象(1)【資本性ローン協調】の取扱いは、保証付き融資と保証なし融資（金融機関固有貸し）の協調融資により行うものとし、融資条件については、原則として次のとおりとする。

ア 保証なし融資の金額は、保証付き融資の金額（責任共有制度の対象（負担金方式または部分保証方式）

あるいは対象外の別を問わず、当該保証に係る借入金額をいう。）と同額以上とする。

イ 融資期間、融資利率、償還方法、担保等については同一とする。

ウ 融資の実行の期日及び返済の期日は同一とする。

エ 融資期間中の債権管理・保全については、同等の取扱いを行うこととする。

オ 保証の申込みにあたって、取扱金融機関は所定の申込書類のほか、「取扱細目別記第1号様式」を添付することとする。

#### (2) 対象区分間の併用

融資対象(1)及び(2)の要件をいずれも満たす中小企業者等にあつては、それぞれの融資条件に従った上で併用を可能とする。ただし、1事業者あたり利用限度額は、両区分並びに保証付き融資及び保証なし融資（いずれも既往の融資残高と新規融資額を合計した額）の合算で4億円以内とする。

### 4 事業再生計画書について

事業再生計画書は、取扱細目2に掲げる計画であつて、以下の内容を満たすもの又は含むものとする。

- (1) 債権者間の合意がとれているもの
- (2) 申込人の経営に係る現況・課題と課題を踏まえた改善策
- (3) 計画期間中の各事業年度の収支計画及び計画終了時の定量目標並びにその達成に向けた具体的な行動計画

- (4) 融資対象(1)【資本性ローン協調】に係る再生計画は、次のア及びイをいずれも満たすもの
- ア 中小企業等経営強化法第31条第2項に規定する認定経営革新等支援機関(※)による計画策定支援を受け、2(11)の経営サポート会議による検討に基づき作成または決定された計画であること
  - (※) 取扱金融機関が認定経営革新等支援機関である場合、当該取扱金融機関が単独で事業再生計画の策定支援を行う場合を含むものとする。
  - イ 計画実施に必要な新規借入として、本貸付及び日本政策金融公庫の新型コロナ対策資本性劣後ローンがいずれも含まれていること

#### 5 経営者保証免除対応について

次の要件をいずれも満たす場合、保証料率を0.2%上乘せすることにより経営者保証を免除することとする。

- (1) 令和2年(2020年)1月29日時点における直近の決算から経営者保証免除対応確認書記入日時点における直近の決算書までのいずれかにおいて資産超過であること
- (2) 直近の決算における法人と代表者との関係において、法人と経営者の資産・経理が明確に区分されており、法人と経営者の間の資金のやりとり(役員報酬・賞与、配当、オーナーへの貸付け等)について、社会通念上適切な範囲を超えていないこと。

#### 6 取扱金融機関の責務等について

本貸付の取扱いに係る金融機関の責務及び報告などその他の条件については、国の「事業再生計画実施関連保証(感染症対応型)制度要綱」に定めるとおりとする。

(取扱細目別記第1号様式)

企業体質強化貸付 融資条件申込表  
(融資対象(1) 資本性ローン協調)

年 月 日

(金融機関名)

代表者名 \_\_\_\_\_

「企業体質強化貸付」の保証委託申込みにあたり、融資条件を次のとおりとします。

(融資申込者)

協調融資条件	申込金融機関固有貸付	信用保証協会保証付貸付
融資金額	円 (協調融資割合5割以上)	円 (協調融資割合5割以内)
資金使途		
貸付予定日	年 月 日	年 月 日
期日	年 月 日	年 月 日
貸付形式	手形貸付・証書貸付	手形貸付・証書貸付
返済方法		
担保	有 ・ 無	有 ・ 無
連帯保証人		
その他条件		

注1：申込金融機関固有融資と保証付融資の実行および回収等は原則として同時とし、融資内容も同様とする。

注2：担保については、相互に同順位同条件とする。

注3：追加担保の申し受け、強制執行の手続き等債権保全措置を行う場合には、相互に同等の手続きを行うこととする。